

令和 8 年 9 月定例月議会

令和 8 年 9 月 1 7 日

健康福祉常任委員会

資 料

報告事項

案件名	所管局・課	ページ
湖北病院及び湖北やすらぎの里施設整備基本構想・基本計画の見直しについて	病院事業管理部 経営統括局 施設整備室	2

長浜市病院事業

所管委員会	健康福祉常任委員会
所管局・課	病院事業管理部 経営統括局 施設整備室

湖北病院及び湖北やすらぎの里施設整備基本構想・基本計画の見直しについて

1 概要

令和5年4月に策定した「湖北病院及び湖北やすらぎの里施設整備基本構想・基本計画」について、人口減少や患者の受診動向、さらには、建設費高騰などの社会動態を鑑みた見直しを行うに当たり、見直し案の骨子を取りまとめました。

2 基本的な見直しの方向性

1. 既存施設を最大限活用
2. 最新の人口・患者推計を踏まえた病床規模の見直し
3. 病院事業の経営状況や市の財政状況を踏まえた現実的な事業規模

3 主な見直しの項目

既存の湖北病院及び湖北やすらぎの里施設整備基本構想-計画（概要）に対応する以下の項目を主な見直し項目とします。

1. 地域に求められる湖北病院が果たすべき役割
 - （3）診療科
 - （5）患者数及び病床数の想定
2. 地域に求められる湖北やすらぎの里が果たすべき役割
 - （2）入所利用者数の想定 ア 入所
 - （3）通所利用者数の想定 イ 通所
3. 施設整備方針
 - 全般
4. 施設整備スケジュール
 - （1）整備スケジュール
5. 想定事業費・収支計画
 - （1）想定事業費について
6. 人が集う構想
 - 全般

4 見直し案の骨子

P 4 以降を参照

5 これまでの経過

令和5年	4月	基本構想・基本計画策定
令和6年	4月	基本設計着手
	12月	基本設計完了
		病院事業の決算見込み公表 → 過去最大の赤字
令和7年	7月	経営改善実行計画策定
	9月19日	長浜市議会健康福祉常任委員会 *基本構想・基本計画の事業収支計画の誤り報告 実施設計完了
	11月20日	長浜市議会健康福祉常任委員会 *実施設計完了及び資金不足判明報告
令和8年	6月	新たな整備の方向性の概要を公表
	8月	第1回湖北病院等施設整備基本計画見直し検討委員会 *計画見直し（骨子）について審議
	9月	長浜市議会健康福祉常任委員会 *計画見直し（骨子）について報告

6 今後の予定

令和8年	9月	湖北圏域地域医療構想調整会議 *湖北病院及び湖北やすらぎの里施設整備について
	10月	長浜市議会健康福祉常任委員会 *計画見直し（収支計画等）について報告
	12月中	第2回湖北病院等施設整備基本計画見直し検討委員会 *計画見直し（途中経過）について審議
令和9年	2月下旬～ 3月上旬	第3回湖北病院等施設整備基本計画見直し検討委員会 *計画見直し（案）について病院事業管理者に報告 計画見直し完了 長浜市議会健康福祉常任委員会 *計画見直しについて報告

1. 地域に求められる湖北病院が果たすべき役割

(1) 病院が担うべき役割

長浜市立湖北病院は、へき地医療拠点病院として地域に必要とされる医療に加え、医療と密接に関連する保健、福祉の事業を実施しており、地域の暮らしそのものを支える健康政策・予防対策・介護福祉施策等との有機的な連携の取り組みを進め、地域包括ケアシステムを深化させる役割を担っています。

更に、医療の提供を通じて住み慣れた地域に住み続けられる、地域の雇用を創るなど、いわば地域の社会経済システムを支え、持続可能な地域の生活や産業に貢献しているといった側面もあります。

このような役割において、湖北圏域地域医療構想調整会議では、当院を医療と介護、福祉サービスを総合的に提供する地域包括ケアシステムの拠点病院としての役割と機能を確認され、湖北圏域にとって必要不可欠な病院との認識を共有されているところです。当院はこれら役割、機能を担うとともに、医療・介護の両部門に携わるうえで、必要な人材育成に努めます。

(2) 特色とする主な機能

医療と介護、福祉サービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムの拠点としての役割を担ううえで、「医療、介護、福祉の切れ目ないサービスの提供」「地域に密着した機能の整備」を行います。

本施設整備の特色は以下のとおりと考えています。

- ・在宅療養支援部門の整備

・健康管理機能の充実整備

・防災の拠点となる整備

・人が集う市民のための病院づくり

(3) 診療科

地域の医療機関との機能（役割）分担を進め、地域に必要な医療を守り続けることを念頭に標ぼう診療科の検討を進めます。

(4) 診療体制

地域住民が必要とする医療と介護、福祉サービスについて、市内2病院はじめ、県や関連大学と協力、連携しながら診療体制の確保を図ります。また、地域の診療所とも連携し、在宅診療のハブ病院としての機能を担います。

(5) 患者数及び病床数の想定

病床機能は、現在の地域包括医療病棟と療養病棟を同機能のまま整備することを想定し、病床数は将来想定患者数を算出の上、必要数を整備します。

【一般病棟患者数及び病床数の検証方法】

令和7(2025)年度の当院の入院患者数(ICD中分類別)

×

令和7(2025)年度の当院の入院患者数のうち市北部地域の入院患者数の割合75.2%

×

市北部エリアにおける入院患者増減率(ICD中分類別)
データ元：患者調査(令和5(2023)年度)

=

【市北部(旧伊香地区)の想定】
将来想定患者数(病床数)
令和17(2035)年：40.3人(44床)
令和22(2040)年：40.7人(45床)
※病床稼働率：92%

【療養病棟患者数及び病床数の検証方法】

令和7(2025)年度の当院の入院患者数

×

令和7(2025)年度の当院の入院患者数のうち市北部地域の入院患者数の割合33.5%

×

市北部エリアにおける入院患者増減率(療養病棟入院料1)
データ元：NDBオープンデータ(令和6(2024)年度)

=

【市北部(旧伊香地区)の想定】
将来想定患者数(病床数)
令和17(2035)年：18.1人(19床)
令和22(2040)年：18.1人(19床)
※病床稼働率：95%

【病床数の想定】

※許可病床数は130床			
現在	地域包括医療病棟 60床	療養病棟 57床	計 117床 ※
計画	地域包括医療病棟 48床	療養病棟 44床	計 92床

2. 地域に求められる湖北やすらぎの里が果たすべき役割

(1) 老健が担うべき役割

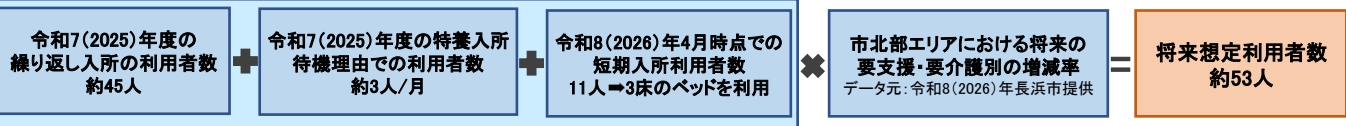
介護老人保健施設湖北やすらぎの里は、医療と介護を提供する中間施設として、併設の長浜市立湖北病院とともに地域包括ケアシステムを深化させる役割を担っています。

更に、医療・介護の提供を通じて住み慣れた地域に住み続けられる、地域の雇用を創るなど、いわば地域の社会経済システムを支え、持続可能な地域の生活や産業に貢献しているといった側面もあります。

当施設は、今後も医療と介護を提供する地域包括ケアシステムの一翼としての役割と機能を発揮し、湖北病院とともに湖北圏域にとって必要不可欠な施設としてその役割を担います。

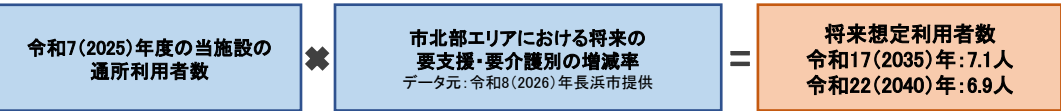
(2) 入所利用者数の想定 ア 入所

【想定入所利用者数の検証方法】



(3) 通所利用者数の想定 イ 通所

【想定通所利用者数の検証方法】



【定員数の想定】

現在	入所定員 84人	通所リハビリ定員 10人
計画	入所定員 60人	通所リハビリ定員 10人

3. 施設整備方針

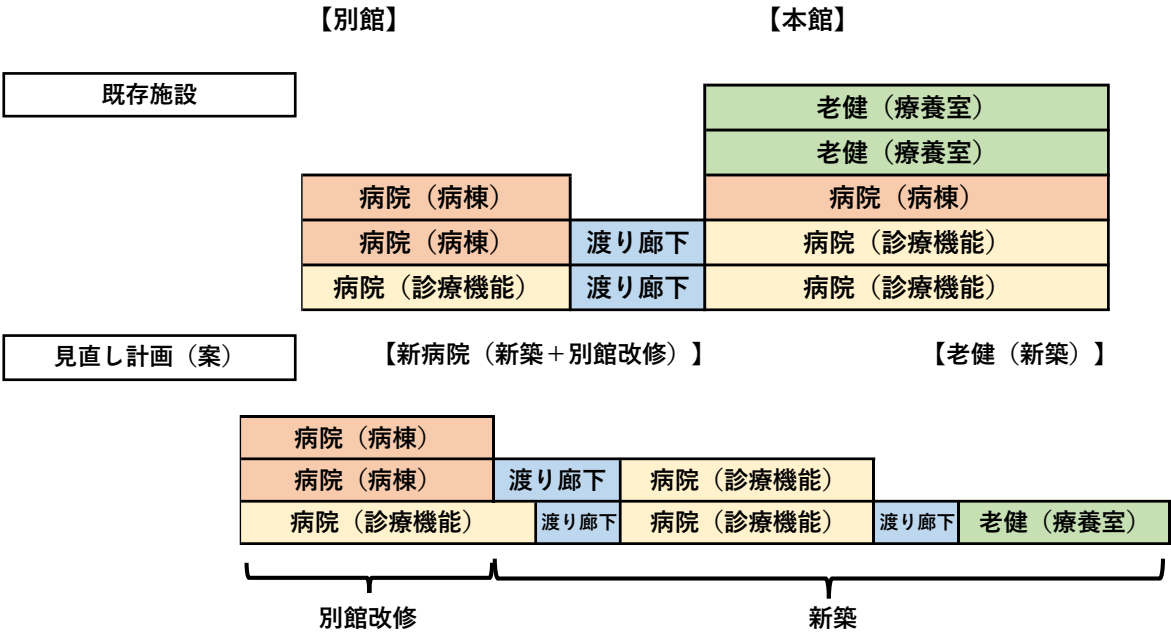
本館は、建築後40年以上が経過し、施設・設備の老朽化が進むとともに、患者の待合スペースの不足、患者動線の機能性の低下が生じています。また、病室面積や病棟廊下幅員の一部は、現行の医療法に適合した建物となっていない箇所もあり、単に修繕や補強による対応では根本的な解決に至らないため、病院機能（湖北病院）と老健機能（湖北やすらぎの里）のある本館は解体とします。

そのため、病院は、別館（築20年）をそのまま活用し、設備等の予防を含む必要な修繕を行ったうえで、引き続き病院として最大限有効に活用するために必要な改修を行い、今後も必要な医療機能を維持しつつ施設整備費を極力抑えて整備します。また、改修では対応できない救急室や手術室等については、病院施設の増築（新築）により確保します。

また、やすらぎの里は、病院と厨房や管理部門を共用しつつ、建物としては利便性を踏まえて新築し、経済的、効率的な施設整備を図ります。

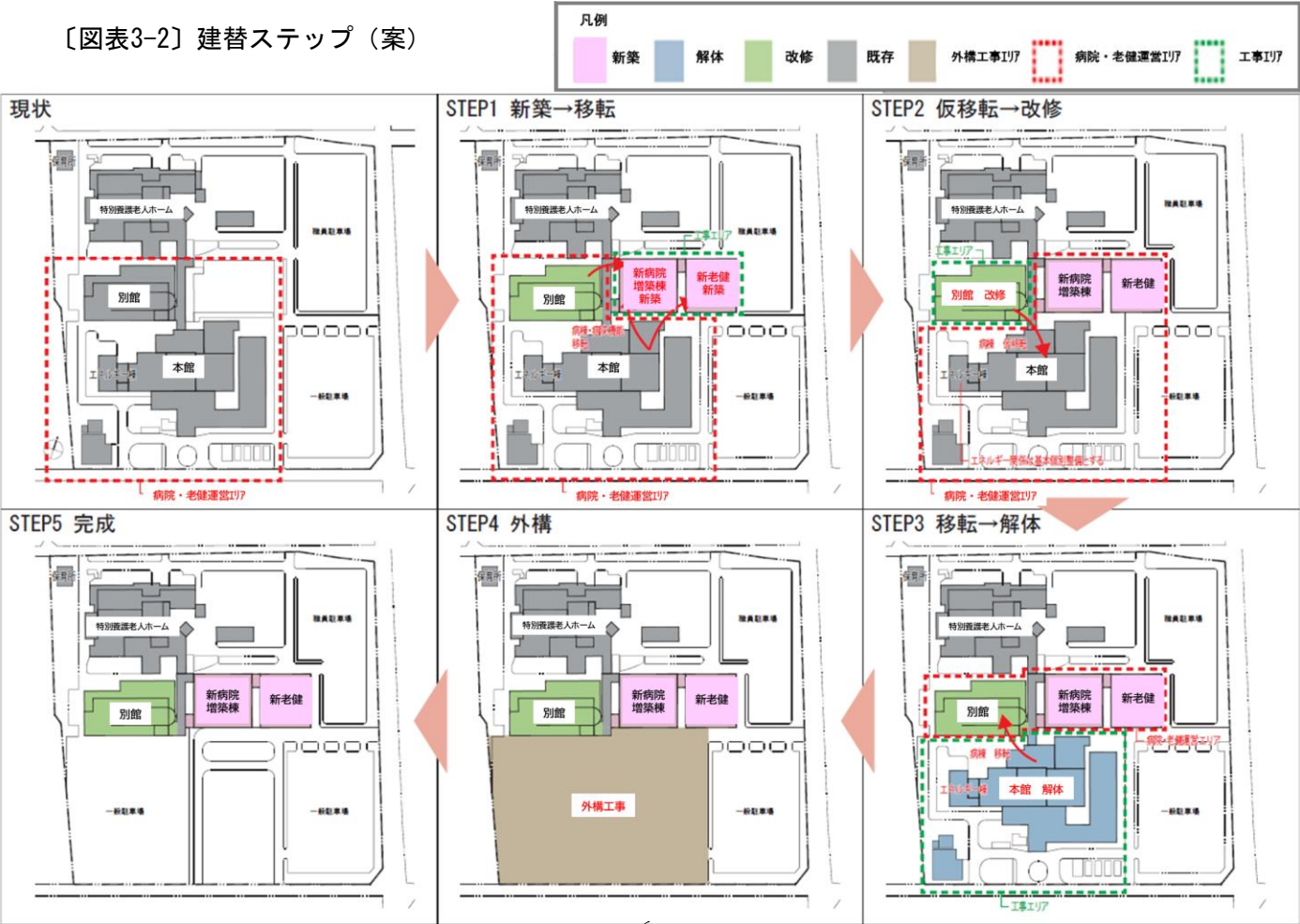
(1)建物部門構成イメージ

〔図表3-1〕 建替概要図（案）



現在検討中の建替ステップ案を以下に示します。別館を改修し、病院増築棟と接続します。また、老健は新築で整備し、病院増築棟と接続をします。〔図表3-2〕

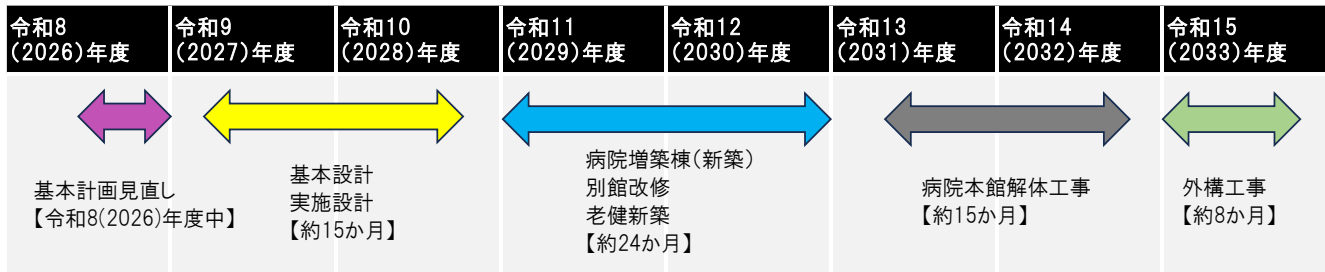
〔図表3-2〕 建替ステップ（案）



4. 施設整備スケジュール

(1) 整備スケジュール

令和12（2030）年度中の建設工事完了を目標として、本施設整備事業を進めます。
※事業進捗等により、スケジュールは前後する場合があります。



5. 想定事業費

(1) 想定事業費について

本事業における総事業費は、70億円～90億円程度を想定しています。今後、足元の建設費の高騰も踏まえて、詳細に検討を行い、事業費は精査します。

※総事業費には、建築工事費、設計監理費、医療機器等整備費、本館解体費、外構整備費等を含みます。
※上記の総事業費は、令和7（2025）年9月時点において事業費を70億円とし、年5.4%の物価上昇を見込んでいます。

(2) 過疎債の活用

本地域は令和3（2021）年4月に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法における対象地域に指定されました。本施設整備については、通常の市立病院の整備時に使用される病院事業債（病院整備分のみ）だけでなく、過疎対策事業債の活用とします。

6. 人が集う構想

(1) 検討の方向性

本施設整備において、病院・介護老人保健施設の整備を進めていくなかで、整備エリア内とその周辺を地域の中心施設として人が集う場所として整備する構想があります。人が集う構想における具体例は以下の項目等を想定し、コンセプトや民間活力の活用を含めて検討を進めます。

- ・ **居宅介護支援事業所（ケアプランセンター）の充実**

- 更に専門性を高め、体制を強化します。

- ・ **ボランティア拠点及びサロンの設置**

- 利用者と住民の交流を図ります。 例：利用者のリハビリと地域住民による菜園

- ・ **防災（災害対策）拠点、原子力災害医療協力病院**

- 災害時における傷病者への医療対応及び医療用品を確保します。

- ・ **地元企業出店スペース**

- 病院や介護老人保健施設に訪れる方がついでにショッピングできるよう、地元企業の出店スペースを確保します。

- ・ **他の介護・福祉系サービスの誘致等**

- 敷地内に他の介護・福祉系サービス施設を誘致等、地域包括ケアシステムを深化させます。